

(7) 地域事務局の設置に向けて

まちづくりにおいても活動を安定的に進め、持続していくためには事務局の確立は必要です。

人丸まちづくり推進会の規約第19条にも「事務局の設置」が規定されています。事務局は事務作業を通じて、また連絡や窓口になることにより情報が得やすくなり、日ごろの運営でも活動の推進でも、また資金管理でもスムーズになると展望できます。

2年目の今期、地域事務局の設置に向けて取り組みます。地域事務局には施設管理も合わせて行うか、別々に行うかの2つのタイプがありますが、人丸校区の場合、コミセン施設の大きさからも、まちづくりと施設管理を合わせて行う方がいいと思われます。

以上の立場から、地域事務局の設置に向けて必要な取り組みを開始します。